

## 公立大学法人青森公立大学特待生に関する規程

平成21年4月1日

規程第6号

改正 平成27年 3月規程第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学授業料等規程施行細則（平成21年規程第5号）第7条の規定に基づき、青森公立大学（以下「本学」という。）の特待生に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特待生の種類及び資格)

第2条 特待生の種類及び資格は、次のとおりとする。

- (1) 入学特待生 学校推薦の資格を有する者のうち、高等学校長が推薦するもので、学業成績が特に優れ、かつ人物優秀であると認められるもの
- (2) 一般特待生 本学に6月以上在学する者のうち、学業成績が特に優れ、かつ、人物優秀であると認められるもの

(免除される入学料及び授業料)

第3条 入学特待生として決定された者については、入学料及び卒業に要する4年の在籍期間の授業料を免除する。

- 2 一般特待生として決定された者については、春学期又は秋学期に係る授業料を免除する。

(特待生の申請)

第4条 特待生を希望する者は、入学特待生にあつては学校推薦出願時に、一般特待生にあつては各学期の指定された期日までに、所定の書類を添えて理事長に申請しなければならない。

(選考)

第5条 特待生候補者を選考するため、青森公立大学学部教授会（以下「教授会」という。）に特待生選考委員会を設置する。

- 2 特待生選考委員会は、学部長がその都度指名する教員をもって構成する。

(特待生の内申)

第6条 学長は、教授会の意見を徴した上で選考した特待生候補者について、理事長に内申するものとする。

(特待生の決定通知)

第7条 理事長は、学長の申出により特待生を決定したときは、申請者に通知するものとする。

(辞退)

第8条 特待生として決定された者が、これを辞退しようとするときは、速やかに理事長に届け出なければならない。

(取消し)

第9条 理事長は、特待生として決定された者が次の各号のいずれかに該当するときは、特待生の決定を取り消すことができる。

(1) 入学特待生として入学後1年を経過した時点以降の各学期において、所定の成績に満たないとき。

(2) 青森公立大学学則(平成21年規程第1号)第36条の規定により懲戒されたとき。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、特待生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前において、公立大学法人青森公立大学の設立に伴う関係規程の整理に関する規程(平成21年青森地域広域事務組合規程第1号)による廃止前の青森公立大学特待生に関する規程(平成14年青森地域広域事務組合規程第3号)によりなされた申請、決定その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成27年規程第15号)

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。